

## 学校法人貞静学園 役員報酬等規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人貞静学園（以下「学園」という。）の役員の報酬並びに役員及び評議員の職務手当について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「役員」及び「評議員」とは、それぞれ、学園の寄附行為に定める理事長、理事、監事及び評議員をいう。

(役員報酬の支給)

第3条 常勤の役員には、その職種ごとに次の各号に定める額の報酬を毎月末日までに支給する。

- |         |    |          |
|---------|----|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 600,000円 |
| (2) 理事  | 月額 | 400,000円 |
| (3) 監事  | 月額 | 400,000円 |

2 前項の定めに拘わらず、学園の職員を兼任する役員には、職種の如何を問わず、報酬を支給しない。

3 非常勤の役員には、その職種ごとに次の各号に定める額の報酬を翌月末日までに支給する。

- |        |    |         |
|--------|----|---------|
| (1) 理事 | 月額 | 30,000円 |
| (2) 監事 | 月額 | 30,000円 |

(職務手当の支給)

第4条 非常勤の役員又は評議員が、会議又はその職務執行のために出席又は出勤した場合においては、それぞれ、次の各号に定める額の職務手当を、翌月末日までに支給する。ただし、非常勤の役員が理事会又は評議員会に出席した場合には支給しない。

- |         |    |              |
|---------|----|--------------|
| (1) 役員  | 日額 | 5,000円（含交通費） |
| (2) 評議員 | 日額 | 8,000円（含交通費） |

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。